

食品中の農薬について

～農産物の残留農薬に係る分析法の確立と農薬残留実態調査～



長野県環境保全研究所 食品・生活衛生部

食品の安全・安心のため、県では県内に流通する農産物等に残留する農薬について検査をし、その残留実態を調べています。

なぜ研究が必要なの？

・ 農作物を育てるために農薬が使用されていますが、流通する段階でどの程度の農薬が残留しているかを把握し、人体に及ぼす影響を推定することで、県民の安全な食生活の確保に役立っています。

・ 検査に使用している測定機器の性能が年々向上していることから、試験法を見直し、その高い性能を活用することで、さらに検査結果の信頼性を高めることが必要です。



どうやって研究するの？

①試験法の見直し

測定機器の性能の向上に伴い、試験法についてもその高い性能を活用できるよう見直していきます。

②農薬の残留実態調査・安全性評価

残留実態調査により検出頻度の高い農薬について、一般的な食品摂取量からどの程度農薬を摂取しているかを推定し、安全性の評価を行います。

③違反原因の追跡調査

原因が特定されない基準違反が発生した場合、違反原因を科学的に調査します。



この研究が目指す先

試験法の妥当性評価を実施し、高選択性・高感度である試験法で農産物の残留検査を実施することにより、検査結果の信頼性を高めます。その前段階として、令和6年度に、より高選択性・高感度な測定メソッドを作成しました。

農薬の残留実態と県民の食品摂取量から食物から摂取している農薬量を推定し、安全性評価をすることで、食品に対する安心につなげます。

基準違反となった農薬の使用における挙動を科学的に検討し、情報提供することで使用者の農薬への知識を深め、適正な使用に貢献します。